

# 平成18年第1回須賀川市議会臨時会会議録目次

## 第1号（11月29日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開 議.....	4
会期の決定.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
報告第 16号 専決処分の報告について.....	5
議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて.....	5
議案第 99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する 条例.....	5
議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例.....	5
議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例.....	5
議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	5
閉 会.....	13

# 平成18年第1回須賀川市議会臨時会会議録

平成18年11月29日(水曜日)

## 議事日程第1号

平成18年11月29日(水曜日) 午前10時 開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 報告第 16号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報告第 16号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（47名）

1番	関根弘志	2番	五十嵐伸
4番	相楽健雄	5番	川田伍子
6番	塩田邦平	7番	広瀬吉彦
8番	生田目進	9番	森新男
10番	蕪木政寿	11番	八木沼久夫
12番	内山良雄	13番	渡辺修
14番	佐藤瞭二	15番	小山茂
16番	坂本一彦	17番	渡辺與吉
18番	丸本由美子	19番	市村喜雄
20番	大越彰	21番	鈴木正勝
22番	鈴木忠夫	23番	菊地忠男
24番	桐生傳一	25番	塩田和幸
26番	加藤和記	27番	和田幸雄
28番	鈴木勝夫	29番	君島義孝
30番	川田正二	31番	宗方保
32番	村山廣嗣	33番	橋本健二
34番	吉田恒雄	35番	鈴木保
36番	古寺純	37番	大内康司
38番	関根助美	39番	小林正博
40番	水野敏夫	41番	高橋秀勝
42番	円谷浅光	43番	渡辺忠次
44番	細谷松雄	45番	矢部一郎
46番	佐藤茂	47番	深谷直一
48番	伊藤富士弥		

欠席議員（1名）

3番 佐藤辰雄

説明のため出席した者

市長	相 楽 新 平	助 役	鈴 木 和 寿
市長公室長	石 井 正 廣	総務部長	酒 井 茂 幸
職員課長	若 林 秀 樹	総務課長	阿 部 泰 司
選挙管理委員会 事務局長	深 沢 和 夫	教 育 長	坂 野 順 一
教 育 次 長	藤 島 敬 一	教 育 委 員 会 保 健 体 育 課 長	西 間 木 正 行

事務局職員出席者

事務局長	金 澤 幸 男	主幹兼局長補佐 調査係長	村 上 清 喜
主任主査兼 議事係長	安 藤 基 寛	庶務係長	高 橋 久 美 子
主 査	若 林 伸 治	主 査	影 山 美 智 代

午前10時00分 開議

議長（高橋秀勝） おはようございます。

ただいまより平成18年第1回須賀川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、3番、佐藤辰雄議員であります。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

これより議事に入ります。

#### 日程第1 会期の決定

議長（高橋秀勝） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、村山廣嗣議員。

（議会運営委員長 村山廣嗣 登壇）

議会運営委員長（村山廣嗣） おはようございます。

当議会運営委員会は、基本条例第3条第3項の規定に基づき、去る28日に会議を開き、今期臨時会の会期運営について協議したところ、次のように決定しましたので御報告いたします。

初めに、会期についてであります。

会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、会期運営についてであります。

この後、直ちに会期の決定、会議録署名議員の指名を行った後、報告1件、議案5件を一括上程し、当局から提案理由の説明を受け、議案調査のため休憩いたします。会議再開後、最初に報告第16号について質疑を行います。

次に、議案第98号について質疑を行った後、委員会付託を省略し、討論、表決をいたします。

次に、議案第99号から議案第102号の議案4件について、質疑を行い、質疑終了後、所管の常任委員会に付託し、委員会開催のため休憩いたします。会議再開後、所管の常任委員長の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行います。

次に、議案第99号から議案第102号の議案4件に対する討論、表決を行います。

以上の委員会の決定に対し、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

す。

議長（高橋秀勝） お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋秀勝） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（高橋秀勝） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第67条の規定により、議長において、25番、塩田和幸議員、26番、加藤和記議員、27番、和田幸雄議員を指名いたします。

日程第3 報告第16号 専決処分の報告について

日程第4 議案第98号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋秀勝） 日程第3、報告第16号から日程第8、議案第102号までの報告1件、議案5件を一括して議題といたします。

本案に関し、提案理由の説明を求めます。

（市長 相楽新平 登壇）

市長（相楽新平） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成18年第1回市議会臨時会の招集と相成りましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも御多用のところ御参集をいただき、まことにありがとうございました。

今議会におきまして御審議をいただく案件は、単行議案5件、報告1件であります。そのうち給与改定等について御説明申し上げます。

人事院は、去る8月8日、一般職の国家公務員給与について、扶養手当の引き上げ、給料の特別調整額の定額化などを主な内容とする勧告を国に行い、国は10月17日に勧告内容の完全実施を閣議決定して関係法案を国会に提出し、11月10日に参議院において可決されたところであります。

一方、福島県人事委員会は、人事院の勧告内容に加えて、県内の企業の給与支給状況を独自に調査した結果、県職員の期末手当の支給月数が、県内の企業の支給月数を上回っていると、12月に支給する期末手当の支給月数を0.05カ月引き下げ1.55カ月とするよう県に対し独自に勧告したところであり、県はこの勧告を尊重し、職員の期末手当支給月数の引き下げについて、本日招集の県議会定例会において提案することとしております。

本市においては、従来、国と県との勧告に差異が生じた場合、地域実態を一層反映していると判断される県人事委員会の勧告を尊重し、給与等の改正を行ってきたところであり、こうした経緯を踏まえ、県人事委員会の勧告どおり、本年12月に支給する期末手当から、支給月数について所要の改正を行うこととし、また、議員及び市長等特別職、並びに教育長の期末手当についても、職員の給与の改定に準じ改正すべく、関連の条例案を提案するものであります。

提案理由の詳細につきましては、この後助役から御説明申し上げますので、慎重に御審議の上、速やかな議決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(助役 鈴木和寿 登壇)

助役(鈴木和寿) おはようございます。

ただいま議題となっております報告第16号及び議案第98号から議案第102号までの議案5件につきまして、報告第16号から順次提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第16号 専決処分の報告についてであります。

専決処分をいたしました案件は、専決第12号及び専決第14号の2件であります。

初めに、専決第12号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、平成18年8月5日に浜田地域体育館敷地内において環境美化運動の一環としての草刈り作業中に、参加者の刈払機により小石が飛び、同所に駐車していた市内緑町74番地の5、柳沼幸男さん所有の乗用車の後部ガラスを破損させた事故についてであります。

相手方と損害の賠償について協議を進めてまいりましたところ、本市が柳沼幸男さんに8万8,211円を支払うことで協議が調ったものであります。

本件につきまして、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定についてに基づ

き専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、この事故による人身の負傷等はなく、損害賠償額につきましては、市が加入する市民総合賠償補償保険から全額補てんされております。

次に、専決第14号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び増加、並びに福島県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。

本件は、平成19年1月1日に本宮町及び白沢村が合併し本宮市となることから、福島県市町村総合事務組合から、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び増加、並びに同組合の規約の変更に係る協議がありましたので、異議ない旨を回答するに当たり、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定についてに基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第98号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決処分をいたしました案件は、専決第13号 平成18年度須賀川市一般会計補正予算(第3号)であります。本件は、福島県知事の辞職に伴い、急きょ知事選挙が実施されることとなり、所要経費の補正をする必要が生じましたが、議会を招集の上御審議をいただくとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

今回の補正額は、歳入歳出ともに4,391万6,000円で、歳入については全額県委託金を充てております。

次に、議案第99号から議案第102号までの議案4件につきましては、関連がありますので一括して御説明いたします。

ただいま市長から説明がありましたように、県人事委員会において、独自に県内企業との給与格差について実態調査の結果、県職員の期末手当の支給率が民間を上回ることから、本年12月支給の期末手当から、支給率を0.05月引き下げる勧告を行ったところであります。これを受け、県は勧告の完全実施を内容とする関係条例を、本日招集の県議会に提案することであり、本市も県人事委員会の勧告に準じ、給与改定を行いたく提案するものであります。

議案第99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の三つの条例であります。議会議員並びに市長、助役及び教育委員会教育長の12月に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、現行の1.75月から1.7月に改めるものであります。

次に、議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります、同じく職員の12月支給の期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、現行の1.6月から1.55月に、再任用職員につきましては現行の0.85月から0.8月に改めるものであります。

この四つの条例は、平成18年12月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定により約1,340万円の減額となりますが、人事異動に伴う人件費の補正にあわせまして、次期定例会に提案の予定であります。

以上、提案理由を御説明いたしました、よろしく御審議の上速やかな議決を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

議長（高橋秀勝） 議案等調査のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時29分 再開

議長（高橋秀勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告第16号 専決処分の報告についてであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

これにて質疑を終結いたします。

本件については、これにて御了承願います。

次に、議案第98号 専決処分の承認を求めることについてであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第98号については、本会議規則第28条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋秀勝） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告はございません。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋秀勝) 御異議なしと認めます。

よって、本案についてはこれを承認することに決しました。

次に、議案第99号から議案第102号までの議案4件についてであります。

質疑の通告はございません。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第99号から議案第102号までの議案4件については、総務常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前11時33分 再開

議長(高橋秀勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会に付託いたしました議案4件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、関根助美議員。

(総務常任委員長 関根助美 登壇)

総務常任委員長(関根助美) 第1回臨時会において当総務常任委員会に付託となりました議案について、当委員会の審査が終了いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

委員会は、本日、当局より関係部課長の出席を求め、審査を進めました。

関連いたします議案第99号から議案第102号までの議案4件については、いずれも福島県人事委員会の勧告に準拠し、12月支給の期末手当の支給月数を0.05カ月引き下げるものであります。

その他の詳細については、議案のとおりであります。

このうち、議案第99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条

例、議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の議案3件については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、審査の過程で、今回の改正は人事院勧告制度そのものを放棄するものであり、労働者の利益を守ることに繋がらず格差社会を増長するものである、また、不利益不遡及の原則を踏みにじるものであり地域経済へ与える影響も大きいものがあるなどの観点から反対討論がなされましたが、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（高橋秀勝） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋秀勝） なければこれにて質疑を終結いたします。

初めに、議案第99号から議案第101号についてであります。

これより討論に入ります。

討論の通告はございません。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第99号 議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第100号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第101号 須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋秀勝） 御異議なしと認めます。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに反対、33番、橋本健二議員。

33番（橋本健二） ただいま議題となりました議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、日本共産党市議団を代表して反対討論を行います。

この議案は、多くの人事委員会が人事院勧告と同じように月給、期末手当、勤勉手当、これらを据え置きとする中で、本市職員の給与のうち期末手当を0.05カ月減じるというものであります。今回の人事委員会の全国的な特徴は、給与では宮城県など五つの都府県、さらには10市が引き下げ、栃木、三重両県と北九州市が引き上げの勧告を行っております。ボーナスでは福島県など四つの県と北九州市が引き下げ、宮城県は慎重な検討が必要として改定の判断を知事にゆだねられております。まさに自治体によってばらつきが出てきたわけでありまして。

また、今回の人事委勧告は、これまで国に準じてほぼ横並びであったものが、地域の民間に比べて公務員給与が高いとの批判を受けて、総務省がことしから国準拠の原則を廃止し、民間給与との比較をより重視した勧告となりました。そのことによって、先ほど言いました自治体によって差が出ているわけでありまして。

反対する第1の理由は、県の人事委員会が、比較する企業の従業員規模を人事院勧告に合わせて100人以上から50人以上に引き下げて比較対象を拡大したことにあります。福島県はこの勧告に基づき、月給を据え置き、期末手当、勤勉手当の支給割合を0.05カ月引き下げる勧告を行いました。これは県内の民間給与水準を踏まえた措置で、初めて人事委勧告いわゆる国公準拠でない独自の勧告となったわけでありまして。全国的に見た場合、公民格差はあったものの、ほとんどは月給、一時金ともに改定を見送った、こういう中で福島県の行った人事委勧告は大きな問題があります。民間給与との比較方法が、従来どおりの100人以上ということであれば月給では1.66%の引き上げとなり、一時金も4.47カ月となって引き上げが妥当だと、こういう報道もあるわけでありまして。

反対する第2の理由は、勧告のあり方でありまして。昨年は国公準拠で地域給導入を勧告し、ことしは独自勧告、こういうことは第三者機関としての人事院勧告の中立性と独立性を損なうものであります。さらに、人事院が代表機関としての機能と役割を果たさなくなっている、このことも明らかでありますし、ですから不当なものであるわけでありまして。このことは政府や財界の進める総人件費抑制を推進することに手を貸すことになり、格差を拡大し、地方切り捨てにつながるもので絶対に許すことはできません。

よって、議案第102号の提案に反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いして討論を終わります。

議長（高橋秀勝） 次に賛成、17番、渡辺與吉議員。

17番（渡辺與吉） ただいま議題となっております議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

これまで市職員の給与等の決定については、国・県の行政指導に基づき、福島県人事委員会の勧告に準じて実施してまいりましたが、今回の改正も、県人事委員会独自の実態調査の結果に基づく勧告が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

従いまして、これまで同様、県内の他地方公共団体並びに民間企業従事者の給与等を考慮したものであり、給与均衡の原則及び情勢適応の原則に合致する適切なものであります。

よって、議案第102号については、原案に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

議長（高橋秀勝） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高橋秀勝） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（高橋秀勝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長が発言を求めていますので、これを許可いたします。

（市長 相楽新平 登壇）

市長（相楽新平） 平成18年第1回市議会臨時会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分の承認を求めることなどを含め、単行議案5件、報告1件を提案いたしましたところ、いずれも原案のとおり議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

いよいよ明後日から師走に入り、本格的な寒さを迎えますので、議員の皆様方には健康に十分御留意されまして、御活躍をされ、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（高橋秀勝） これにて、平成18年第1回須賀川市議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年11月29日

須賀川市議会 議長 高橋 秀勝

議員 塩田 和幸

議員 加藤 和記

議員 和田 幸雄

## 議案等審議結果一覧表

### 1 市長提出議案等

番 号	件 名	提出月日	議決月日	議決状況	付 託 委 員 会
報 告 第 1 6 号	専決処分の報告について	11.29	11.29	了 承	
議 案 第 9 8 号	専決処分の承認を求めることについて	11.29	11.29	承 認	
議 案 第 9 9 号	議会の議員に対する期末手当支給に関する 条例の一部を改正する条例	11.29	11.29	原案可決	総務
議 案 第 1 0 0 号	市長等の給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例	11.29	11.29	原案可決	総務
議 案 第 1 0 1 号	須賀川市教育委員会教育長の給与、勤務 時間その他の勤務条件に関する条例の一 部を改正する条例	11.29	11.29	原案可決	総務
議 案 第 1 0 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例	11.29	11.29	原案可決	総務